

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和7年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	委員を通じて各学科会議等でいじめ防止プログラムの意識啓発を行った。また、いじめ防止等計画をホームページに掲載し、教職員へメール周知を行った。	引き続き委員から各学科への情報共有を行いつつ、研修等を通じて理解の促進と意識啓発を行う。	－
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時的「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	いじめ対策委員会を定期及び臨時で開催（全5回）し、いじめ事案（疑いを含む）の審議やアンケート結果の情報共有等を行い、議事要旨を作成した。	引き続き定期的（2ヶ月に1回程度）に開催し、教職員に対して情報共有を行う。	－
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	「いじめ防止等対策研修動画」を活用し、オンデマンド研修及び確認テストを実施する予定であったが、令和7年度中に実施できなかったため、令和8年度の早い時期に教職員向けのオンデマンド研修を実施する。	令和8年5月に教職員向けのオンデマンド研修を実施した。	令和8年5月実施済
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ対策委員会規程において審議事項を定めており、また、「沖縄工業高等専門学校いじめの早期発見・事案対処マニュアル」を策定しており、それぞれ学内で共有している。	引き続き学内共有フォルダを利用して共有する。また、研修等を実施する際に学校いじめ防止プログラム等と併せて周知を行う。	－
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	委員を通じて各学科会議等で周知した。また、いじめ防止プログラム（年間実施計画）をホームページに掲載している。	引き続き委員やホームページを通じて、また、研修等を実施する際に周知を行う。	－
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	委員を通じて各学科会議等で報告依頼を行うとともに、学生主事から担任・指導教員に対してメール等で報告依頼を行っている。	いじめに限らず気になる学生等について、引き続き学生相談・支援室との連携や学科内での情報共有を呼びかける。また、定期的に学生の見守り体制（フロー）の周知を行う。	－
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	委員を通じて各学科会議等で周知した。また、いじめ防止プログラムをHPに掲載している。	早期発見・事案対処マニュアル（役割を記載）について、委員及びホームページを通じて、また、研修等の機会に周知を行う。	－
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	学生の様子や指導内容については、関係教職員（学生主事、担任、学生相談・支援室長等）と情報共有している。	引き続き日常的な情報共有を行うとともに、委員等を通じて各学科への情報共有を行う。	－
9	令和7年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	いじめ対策委員会において活動記録（PDCAサイクルチェック）シートを作成し、点検・検証を実施している。令和7年度の実績を踏まえ、令和8年度いじめ防止プログラムを策定しており、適宜見直しを進める。	いじめ対策委員会において学校いじめ防止プログラム等に改善の要否等を検討し、年度末にPDCAサイクルチェックシートによる点検を行い、次年度の実施計画に反映することとしている。	－
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生対象アンケートは4回実施した。アンケート結果については運営会議、いじめ対策委員会、学生相談・支援室及びカウンセラー等で共有している。	引き続きアンケート結果を関係教職員と共有し、気がかりな学生については複数で見守りを行う。また、必要に応じて保護者も含めて連携して対応する。	－
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	いじめ対策委員会の委員にカウンセラーを含めており、アンケート結果やいじめ事案についてカウンセラーに情報共有し、カウンセラーからの情報は、学生相談・支援室長を通じて、適宜委員会や関係教職員に共有している。	引き続きカウンセラーにはいじめ対策委員会の構成員として参画していただき、学生相談・支援室と連携しながら情報共有を行う。	－
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	SNSの適切な利用等について、学生主事講話を5月に実施している。また、外部講師を招聘し、本科2年生を対象にいじめに関する講演会を4月に実施した。	引き続き全学年を対象とするいじめ防止の研修を実施し、また、適宜講話等を実施する。	－
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	アンケートを実施する際、通知やアンケートフォームにどのような行為がいじめに該当するかを記載し、アンケートの設問においてその内容を確認したかをチェックさせている。	引き続きアンケートや研修の機会を利用し、いじめの定義やいじめ行為の例を提示する等して、学生のいじめに対する理解を深める取り組みを行う。	－
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	高専祭や体育祭等の学校イベント実施の際に、学生会においてSNSの利用に関する注意喚起を行っている。	学生会を主体としていじめ防止に係るポスターやキャッチコピーを考案して、学内掲示等で学生に広く周知する取り組みが主体的に行われるよう働きかけを行う。	令和8年11月
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページにいじめ防止等基本計画等を掲載し、周知を行っている。	引き続き入学説明会やホームページ等において情報発信を行う。	－
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して、学校の対応状況等について丁寧に説明を行っている。ただし、保護者・学生から十分な理解を得られない場合がある。	対応方針について学生・保護者への丁寧な説明を継続していく。特にSNSに関しては、利用する際のルール等について各家庭（保護者）でも意識していただくよう啓発を行っている。	令和9年2月
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	「参与の会」において、いじめ防止基本計画等の説明を行っている。	引き続き外部有識者が出席する「参与の会」においていじめ防止の取組内容等の説明を行い、評価・助言等をしていただく。	－
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	これまで該当する事案はないが、いじめの早期発見・事案対処マニュアル等に明記しており、連携体制はできています。	沖縄県警と締結した「学生健全育成サポート制度の関する協定書」に基づき、事案発生時に速やかな連携が図れるよう、連携体制と連携部署の確認を行っている。	－